

かながわ里地里山保全等促進指針の見直しについて

1 現行の指針及びその見直しについて

平成21年3月に指針を策定し、平成26年3月、平成31年3月に改定している。

現行指針の施策の実施期間は「令和元年度から5年度以降」となってはいるが、条例第7条第3項において、定期的に指針を検証するとしており、条例の見直しにあわせ、次年度（平成6年度）に向けて指針の見直し作業も行う。

2 指針の見直しの根拠

神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例

第7条 知事は、里地里山の保全等の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、里地里山の保全等の促進に関する指針(以下「指針」という。)を定めなければならない。

2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 里地里山の保全等の促進に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、里地里山の保全等の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、社会経済情勢の変化及び里地里山を取り巻く環境の変化に迅速かつ柔軟に対応するため、定期的に指針を検証し、必要に応じ指針の変更を行わなければならない。

4 知事は、指針を定め、又変更したときは遅滞なくこれを公表するものとする。

3 見直しの手順(案)

- (1) 実績、効果の取りまとめ
- (2) 神奈川県里地里山保全協議会での意見聴取
(これまでの施策評価と、新たに必要となる施策の検討)
- (3) 指針見直しが必要となった場合、指針見直し(案)の策定
- (4) パブリックコメントの実施
- (5) 改定指針の策定